

住宅確保要配慮者※が利用しやすい 認定家賃債務保証業者制度 ができました！

※住宅確保要配慮者（以下「要配慮者」）：低額所得者や高齢者など、住宅の確保が困難な方々

こんなお困りごとはありませんか？

お部屋を
借りるために
保証人が必要…

借主

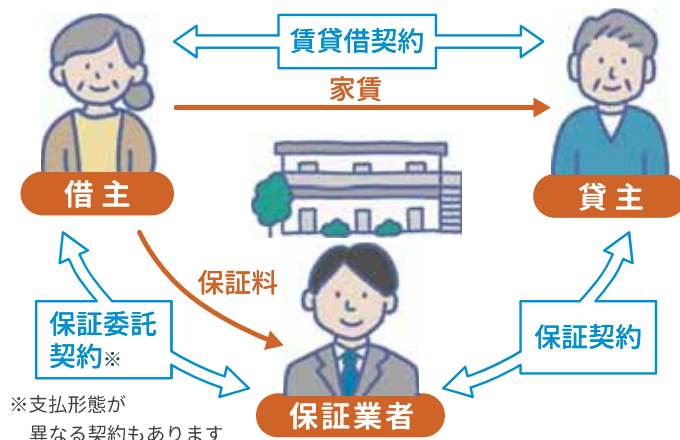
保証人に
なってくれる
身内がない…

家賃債務保証業者
を利用

希望のお部屋が
借りやすい！

家賃債務保証業者が保証（家賃債務保証）します

- 賃貸住宅を借りるとき、保証業者と契約することで、保証業者が借主の「連帯保証人」に近い役割を果たします。
- 借主が契約期間中に家賃等を滞納した場合に、保証業者が一定範囲内で立て替えます。



契約内容の例

- 保証料 初回月額家賃50%
次年度以降1万円等
- 保証期間 賃貸借契約終了まで
- 保証対象 滞納家賃
原状回復費用
訴訟費用
残置物撤去費用

国が利用を推奨する保証業者（登録家賃債務保証業者）がいます

- 適正に業務を行うことができる者として一定の要件を満たす保証業者を登録する制度（平成29年10月創設）があります。
- 国が利用を推奨する保証業者としてその情報を広く提供しています。

登録制度の基準

- 暴力団員等の関与なし
- 一定年数以上の家賃債務保証業の経験
- 安定的に業務を運営するための財産的基礎（純資産額1,000万円以上）
- 求償権行使の方法が適切
- 内部規則・組織体制を整備済
- 相談・苦情対応体制を整備済

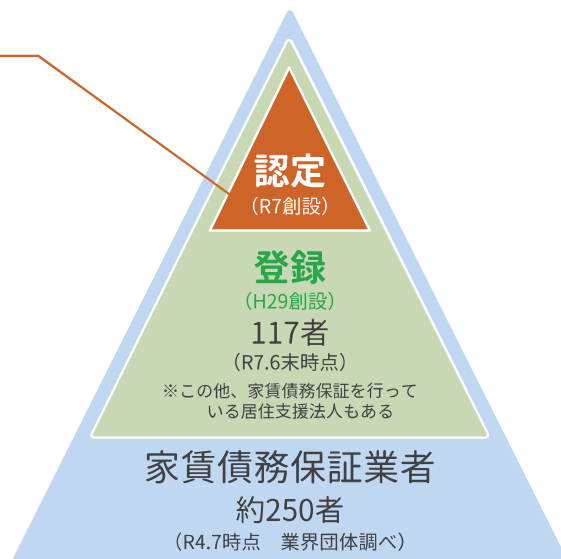
さらに新しい制度が始まります（裏面へ）

要配慮者が利用しやすい認定家賃債務保証業者制度を創設します

登録家賃債務保証業者等から、**要配慮者が利用しやすい家賃債務保証業者として一定の基準を満たす保証業者を認定する**制度が令和7年10月から始まります。

認定制度の基準

- ・居住サポート住宅に入居する**要配慮者**の家賃債務保証を正当な理由なく**断らない**
- ・**すべての要配慮者**との契約締結の条件として、
 - －緊急連絡先を親族などの**個人に限定しない**（法人でも可とする）
 - －家賃債務に係わる**保証人の設定を求めない**こと
- ・**すべての要配慮者**との契約に係わる**保証料**が不当に高いものでない
- ・要配慮者との契約実績、標準的な契約内容・条件を公表している



要配慮者が
認定家賃債務保証
業者を利用すると…



メリット1

居住サポート住宅に入居を希望する場合、**正当な理由なく保証業者から断られません。**

メリット2

親族等の**個人の緊急連絡先**や**保証人がいない**場合でも、家賃債務保証を受けられます。

Q&A

Q 登録・認定を受けた事業者や制度の内容は、どこで確認できますか？

A 制度の詳細および事業者一覧は、こちらを参照ください

登録制度の詳細はこちら



認定制度の詳細はこちら



Q 居住サポート住宅とは何ですか？

A 居住サポート住宅とは、居住支援法人等が貸主と連携し、

①日常の安否確認、②訪問等による見守り、③生活・心身の状況が不安定化したときの福祉サービスへのつなぎを行う住宅です



居住サポート住宅制度の詳細はこちら

